第23310号

THE YOMIURI SHIMBUN

讀賣新聞

2018年(平成30年)
1月27日土曜日

4　経済 6 8 9
8 9 10　国際 11
小説 12　解説 13
14　Do！スポ 21
17　碁・将棋 23
ーツ　22 23 25

所　読売新聞大阪本社　〒530-8551　大阪市北区野崎町5-9　電話(06)6361-1111(代)　www.yomiuri.co.jp

介護報酬　医療連携で加算

改定案了承　生活援助は効率化

厚生労働省は26日、2018年度に改定する介護保険サービスの公定価格「介護報酬Ⓘ」の案を社会保障審議会分科会に示し、了承された。高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるように、介護と医療の連携や、リハビリなどによる自立支援を重視したのが特徴。一方、団塊世代全員が75歳以上になる25年に向け費用の無駄を省き、人材を有効活用するためサービスの効率化も目指した。〈関連記事3面〉

柱となる医療との連携では、高齢者が最期まで自宅で暮らせる体制づくりを目指す。高齢者の入退院時に病院と情報共有したケアマネジャーの報酬を充実させたほか、自宅での看取りに力を入れる訪問看護事業者の報酬も増やした。

また、医療の必要性が高い入所者に対応できるように、特別養護老人ホーム（特養）で深夜や早朝の緊急時に医師が訪問した場合も報酬を加算する。

このほか、高齢者の自立支援や重度化防止に熱心な事業者を増やすため、リハビリ専門職と連携する特養や訪問介護事業者の報酬を上げる。デイサービスでは、利益率の高い大規模事業者の報酬を下げるが、リハビリなどで心身機能が維持、改善した利用者が多い事業者には加算する。

訪問介護のうち、ヘルパーが掃除や調理などを行う「生活援助」については効率化する。ヘルパー養成研修を現在の130時間以上から60時間程度に短縮。資格要件を緩和して、シニア層など多様な人材の参入を促す。介護に携わる人の裾野を広げ、介護福祉士など専門性の高い人には、身体介護や認知症ケアを重点的に担ってもらうためだ。

一方、生活援助の報酬は少し引き下げる。これに伴う利用者負担の変化は、サービスの組み合わせによって様々だが、45分の生活援助だけを週2回利用した場合の基本料金は、自己負担が1割の人の場合、月2025円から2007円に下がる。10月からは、無駄なサービスを減らすため、生活援助を頻繁に利用する場合に市区町村からケアプラン（介護計画書）のチェックを受ける。

このほか、特養で介護ロボットを活用し、夜勤職員の負担軽減を図る。

改定を巡っては、人手不足で人件費が高くなり、介護事業者の経営が悪化しているため、昨年末に全体で0・54％の引き上げが決まった。これを受け厚労省は、訪問介護や特養などサービスごとに事業者が受け取る報酬額を検討していた。

今回の改定について分科会の委員からは、高齢化で介護費用が増えていく中、全体的に効率化が不十分だとの意見も上がった。

介護報酬改定で月額利用者負担はこう変わる（例）

訪問介護
週2回、20分の身体介護と45分の生活援助を利用
現在 5290円
4月から 5529円

デイサービス
要介護2。週3回通う
現在 9820円
4月から 9875円

特別養護老人ホーム
要介護3。定員80人の施設で個室に入居
現在 2万8104円
4月から 2万8873円

厚生労働省試算。いずれも1割負担、リハビリを充実させる場合

介護報酬改定のポイント

- 全体を0.54％引き上げ
- 医療との連携強化
- リハビリ専門職との連携など自立支援を促進
- 生活援助サービスの効率化
- 特別養護老人ホームの報酬引き上げ
- 大規模なデイサービスの報酬引き下げ

介護報酬　事業者が介護サービスの対価として受け取るお金。40歳以上が支払う介護保険料、国と自治体の税金、利用者の自己負担（原則1割、高所得者は2割）で賄われている。原則3年に1度改定される。報酬が上がったサービスでは利用者の自己負担が増え、下がったサービスでは減る。

しい表情を見
崎社長（26日
中区で）

「はれの

破産手続き

着物販売レンタルの「はれのひ」（本部・横浜市中区）の店舗が閉鎖し、新成人が振り袖を着られなかった問題で、同社は横浜地裁に破産申請し、26日、手続き開始の決定を受けた。同社の篠崎洋一郎社